

公立大学法人横浜市立大学エクステンション講座の受講料に関する要綱

制 定 平成27年4月1日
最近改正 令和6年3月16日

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学エクステンション講座の受講料に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、受講料の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(受講料無料者)

第2条 規程第2条第2項に規定する受講料を無料とすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市立大学の学生
- (2) 人材育成の一環として、業務に関連するエクステンション講座（以下「講座」という。）を研修枠で参加する横浜市立大学職員
- (3) 横浜市と公立大学法人横浜市立大学の職員の人材育成に関する協定書に基づく研修枠で参加する横浜市職員
- (4) 共催団体等で協定や覚書により定める者

(受講料減額者)

第3条 規程第2条第3項に規定する受講料を減額できる者及び額は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市立大学卒業生は、1講座あたり受講料の10%を減額する。

(受講者に関する特別措置)

第4条 講座の実施にあたり、特別な配慮が必要であると地域貢献センター長が認めた場合は、前第2条及び第3条の規定にかかわらず、受講者の一部に対し、受講料を無料又は減額することができる。

(受講料無料講座)

第5条 規程第2条第4項に規定する受講料を無料とすることができる講座は、次のとおりとする。ただし、資料、実験等材料費、保険等の実費相当額を徴収することができる。

- (1) 市民の健康づくりに寄与し、正しい医療知識を普及する医療講座
- (2) 小学生・中学生・高校生向け講座
- (3) 社会・自治体等の要請により多くの市民への知識普及・啓発目的で開催される講座
- (4) 共催団体等の経費負担・要望等がある講座
- (5) 大学の教育・研究のPRを目的とした講座

(受講料減額講座)

第6条 規程第2条第4項に規定する受講料を減額できる講座は、次のとおりとする。

- (1) 社会・自治体等の要請により多くの市民への知識普及・啓発目的で開催される講座

- (2) 共催団体等の経費負担がある講座
- (3) 共催団体等から受講料減額の要望がある講座
(受講料に関する特別措置)

第7条 講座の実施にあたり、特別な配慮が必要であると地域貢献センター長が認めた場合は、前第5条及び第6条の規定にかかわらず、受講料を無料又は減額することができる。

(講義時間が120分を超過する場合の受講料)

第8条 講義時間が120分を超過する講義については、規程第2条別表に規定する各時間単価を組み合わせることによって、構成回数を増やすこととする。

(講座開催における最少催行人数)

第9条 講座開催における最少催行人数は原則として次のとおりとする。

- (1) 有料講座については、有償受講生が7人以上集まつた場合に開催する。7人未満の場合は講座を中止することとし、中止の場合は受講料の徴収を行わないこととする。
- (2) 無料講座については、受講生が7人以上集まつた場合に開催する。7人未満の場合は講座を中止することとする。
- (3) 少人数で実施すべき特段の事情がある場合には適用しない。

(受講料の納付期限)

第10条 受講者は、原則として受講講座の開始日までに受講料を全額納付しなければならない。

2 納入方法がクレジットカード払い及び法人あて請求書払いの場合は、前項の限りではない。

(受講料の返還)

第11条 既納の受講料を返還できる場合は、次のとおりとする。なお、その場合に返金する額は納付額から既に実施した受講料金分を減じた金額とする。

- (1) 天災等によりやむを得ず主催者側で開催を中止した場合
- (2) 講師等の都合で開催中止を行い、その代替として講義実施がなかった場合
- (3) その他、地域貢献センター長が必要と認めた場合

2 受講者が既に支払った受講料金について、開催日前日までに受講者都合により取消の申し出があった場合は、2,000円を上限として差引き、返金する。開催日以降は返金しないこととする。

(教科書及び教材並びに保険料その他の経費)

第12条 教科書及び教材並びに保険料その他が各受講者に必要な講座は、経費は別途実費相当額を受講者が負担する。

(協議)

第13条 この要綱にない事項や疑義が生じた事項については、地域貢献センターと企画財務課が協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。